

西三河都市計画地区計画の決定（刈谷市決定）

都市計画刈谷駅北口周辺地区計画を次のように決定する。

名 称	刈谷駅北口周辺地区計画	
位 置	刈谷市桜町1丁目、2丁目の各一部	
面 積	約 1.2ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、本市の中心部に位置し、高い交通結節機能を有する刈谷駅に近接するとともに、都市計画道路3・4・9号逢見線及び都市計画道路3・4・32号刈谷知立線の幹線道路等に接する交通利便性が高い地区である。</p> <p>また、都市計画マスタープランでは、本地区を含む一帯を都市拠点に位置づけ、商業施設やオフィス、住宅等の様々な都市機能の集積を図るとともに、市街地の再開発等による土地の高度・有効利用と魅力的な都市空間の創出をめざす地区としている。</p> <p>そこで、地区計画を定めることにより、交通利便性の高さを生かしながら、人・モノ・情報を引き寄せる魅力とにぎわいのある市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域及び保全の整備・開発	土地利用の方針	土地の高度・有効利用を促進し、様々な都市機能が充実する魅力とにぎわいのある土地利用の誘導を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な都市環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 ペンシルビルの建築を抑制し、建築物の統合・高度化を誘導するため、建築物の容積率の最高限度を定める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第2（に）項第2号に掲げる工場 2 同表（へ）項第5号に掲げる倉庫 3 畜舎 4 自動車教習所 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び第11項に規定する営業の用途に供するもの
	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最高限度は、敷地面積が500㎡未満の建築物にあつては、10分の40とする。

「区域及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市の顔としてふさわしい魅力とにぎわいのある市街地の形成を図るため、地区計画を定めるものである。